

令和 6 年度中央市女性デジタル人材育成・就労支援業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本実施要領は、「令和 6 年度中央市女性デジタル人材育成・就労支援業務」を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式により企画提案を求め、本業務に最も適した事業者を選定することを目的とする。

2. 概要

(1) 委託名

令和 6 年度中央市女性デジタル人材育成・就労支援業務委託

(2) 委託内容

令和 6 年度中央市女性デジタル人材育成・就労支援業務委託仕様書のとおり

(3) 委託期間

契約締結の日から令和 7 年 3 月 31 日まで

(4) 委託上限金額

4, 741, 000 円（消費税及び地方消費税を含む）

3. 参加資格

参加者要件は次の要件を満たした者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (2) 山梨県または、東京都内に主たる事務所あるいは従たる事務所（支店等）を有する法人であること。
- (3) 手形交換所により取引停止処分を受ける等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく会社更生手続開始の申立て、又は、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者ではないこと。
- (6) 国税及び地方税の滞納がない者であること。

4. 委託業者選定方式

公募型プロポーザル方式

5. スケジュール（予定）

令和6年6月14日（金）	公告、質問事項の受付開始
6月21日（金）	質問事項の受付期限（11時まで）
6月24日（月）	質問に対する回答
6月26日（水）	企画提案参加申込書の提出期限（17時まで）
7月 1日（月）	一次審査結果の通知（※3者を超え実施した場合）
7月 8日（月）	企画提案書等の提出期限（17時まで）
7月17日（水）	プレゼンテーション実施
7月17日（水）	結果通知
以降	契約協議

6. 質問受付及び回答

（1）受付期間

令和6年6月21日（金）11時00分まで

（2）受付方法

様式1号「質問書」に記載の上、「18. 担当窓口及び提出先」あてに電子メールにて提出する。なお、電子メール送信後、電話により受信確認を行うこと。

（3）回答方法

令和6年6月24日（月）までに市ホームページにて回答する。

7. 企画提案参加申込書の提出

（1）提出書類

①企画提案参加申込書 様式2号

②業務実績報告書 様式3号

過去5年間に県内外においてデジタル人材育成業務、女性活躍推進業務、またはそれらに類似する業務の主な契約実績（実施年度、業務名、業務概要、契約相手先、契約金額）

③業務実施体制報告書 任意様式（様式4号の使用を可能とする）

実施体制及び配置可能な人員の氏名、所属、資格を明記すること。また、業務の責任者を明確にすること。この他、円滑に実施するための体制について、特記すべき事項があれば記載すること。

④経営状況が確認できる書類（財務諸表等）

⑤納税証明書

国税に係る納税証明書及び都道府県税、市町村税の納税証明書（発行3ヶ月以内のもの）を提出すること。

⑥法人の登記事項証明書

山梨県、東京都内に主たる事務所または従たる事務所を有することが確認できる法人の登記事項証明書（発行３ヶ月以内のもの）を提出すること。

（２）提出期限

令和６年６月２６日（水）１７時００分まで

（３）提出方法

「１８．担当窓口及び提出先」あてに郵送もしくは持参により提出する。なお、郵送の場合は提出期限内に到着したものに限り受け付けることとするため、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法で正本１部を送付すること。

８．参加の辞退に関する事項

参加申込後に辞退する場合は、様式８号「辞退届」を企画提案書類の提出期限までに「１８．担当窓口及び提出先」あてに提出すること。提出方法は「７．企画提案参加申込書の提出」（３）提出方法と同様とする。

９．一次審査

プレゼンテーションの実施にあたり、企画提案参加申込書を提出した事業者が３者を超える場合、企画課において、一次審査を実施し、プレゼンテーション審査に進む事業者を３者選定する。

１０．一次審査・評価基準

（１）審査方法

企画課において提出書類を総合的に審査し、評価が高い方から３者をプレゼンテーション審査に進む事業者として選定する。なお、審査は非公開とする。

（２）評価項目

別表審査基準書（一次審査）の通りとする。

（３）審査結果

審査結果は各事業者に対して、令和６年７月１日（月）に電子メールにより通知する。なお、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

１１．企画提案書等の提出

（１）提出書類

①企画提案書提出届 様式５号

②事業者概要調書 任意様式（様式６号の使用を可能とする）

③企画提案書 任意様式

企画提案書には以下の項目を記載（ア、イの順）し、全体をＡ４版、両面印刷１０

ページ以内で作成すること。（A3版の場合は、1ページをA4版2ページとする。また、表紙を付ける場合にはページに含めない。）文字サイズは10.5ポイント以上とし、カラー印刷での提出も可とする。

ア 別添仕様書「5. 業務内容」に記載された項目に関する提案

イ その他（本業務遂行にあたり、仕様書に記載された事項に加えて実施できる提案や他者に対して優位であると思われる点など）

④業務実施工程表 任意様式

仕様書「5. 業務内容」の業務ごとに工程を記載し、全体でのスケジュールが把握できるよう作成すること。

⑤見積書 様式7号

積算が分かるように様式7-1号「内訳書」を添付すること。

（2）提出部数

正本1部、副本13部、電子媒体1部

※提出書類は2穴綴じ、ホチキス止めとする。

（3）提出期限

令和6年7月8日（月）17時00分まで

（4）提出方法

「18. 担当窓口及び提出先」あてに郵送もしくは持参にて提出する。なお、郵送の場合は提出期限内に到着したものに限り受け付けることとするため、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

（5）その他

企画提案書の提出は1者につき1提案に限る。

企画提案書等の提出後は、その内容を変更することはできない。また、提出された企画提案書等は返却しない。

12. 企画提案書の主な提案事項

本業務にかかる仕様書「2. 業務の目的」を十分理解し、仕様書「5. 業務内容」を参考とし、次の項目について具体的な提案を行うこと。なお、提案にあたって、仕様書の内容を具体化したものと、独自で提案するものの別が明確に判別できるように記載すること。

（1）デジタル人材モデルの設定

国が策定した『女性デジタル人材育成プラン』を理解し、本業務において育成するデジタル人材を設定し記載すること。育成人材に必要なスキルを設定し記載すること。また、本業務の具体的な対象を設定し記載すること。

（2）参加者の募集・受付・管理

参加者の募集方法、広報手段を記載すること。参加者の受付人数の設定、受付方法を記載すること。参加者の管理方法について記載すること。

(3) 人材育成業務内容

具体的な育成業務内容を記載すること。なお、記載にあたっては、育成内容を設定した意図、育成業務によって習得できるスキルの設定を具体的に示すこと。また、企業からのニーズが高く、就業に結び付く内容であること、もしくは、起業に役立つ内容であることが客観的に判断できるよう記載すること。

(4) 就業・起業支援

育成人材に対して就業・起業につながる支援方法等について記載すること。

(5) 事業内容検証・課題整理

事業内容及び効果の分析、課題の整理方法について具体的に記載すること。

(6) 参加者のサポート

参加者に対するサポート内容について具体的に記載すること。

(7) 業務報告書の作成

本事業の効果測定及び分析方法を具体的に記載すること。

(8) 業務実施工程

本業務の実施スケジュールを記載すること。

1 3. プレゼンテーション審査

企画提案書を提出した事業者によるプレゼンテーションを行い、中央市プロポーザル方式業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）において審査し、最高評価の1者を優先交渉権者として選定する。

(1) 実施予定日

令和6年7月17日（水） 10時00分から（予定）

(2) 実施場所

中央市役所 防災対策室2（中央市臼井阿原301番地1）

(3) 説明者

実際に業務を担当する予定の者を含め4名を上限とする。

(4) 実施方法

プレゼンテーション20分以内、質疑応答概ね10分程度で行う。

プロジェクター及びスクリーンを使用したプレゼンテーションも可とする。

プロジェクター及びスクリーンは発注者が用意するが、それ以外に必要なものがある場合は事業者で用意すること。なお、追加資料は受理しない。

1 4. プレゼンテーション審査・評価基準

(1) 審査方法

優先交渉権者の選定にあたっては、選定委員会において提案内容を総合的に審査し、評価が最も高かった提案者を優先交渉権者として選定する。また、参加事業者

が1者の場合でもプレゼンテーション審査を実施し、その提案内容が審査基準を満たすと認められる場合は、その事業者を交渉権者として選考する。なお、プレゼンテーションは非公開とする。

(2) 評価項目

別表審査基準書（プレゼンテーション）の通りとする。

(3) 審査結果

審査結果は提案者に対して、郵送により通知する。併せて優先交渉権者は中央市ホームページで公表する。なお、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

15. 企画提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は無効または失格とする。

- (1) 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (3) 上記「3.参加資格」を満たさなくなった場合。
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合。
- (5) その他、企画提案にあたり著しく信義に反する行動等があった場合。

16. 優先交渉権者との協議（契約）

発注者と優先交渉権者は企画提案の内容に基づき、仕様書、価格等の協議を行い、仕様書等の契約内容を確定した後、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条に定める随意契約により速やかに契約手続を進めるものとする。なお、契約に際しては改めて見積書を提出するものとする。

ただし、優先交渉権者との協議が整わない場合は次点交渉権者と協議を行うものとする。契約の手続きは中央市財務規則（平成18年2月20日規則第39条）の規定に準じるものとする。

17. 留意事項

- (1) 企画提案コンペおよび契約の手続きにおいて用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時および計量法によるものとする。
- (2) 企画提案に要する費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提出された提案資料については、返還しない。
- (4) 提出された提案資料については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び中央市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年中央市条例第18号）に基づき情報公開の対象となる。ただし、企業秘密など公開することで提案者に不利益を与える部分は、原則として公開しないので当該部分を明記すること。
- (5) 委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等は、個人情報の保護に

関する法律（平成１５年法律第５７号）及び中央市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年中央市条例第１８号）を遵守すること。

（６）その他必要な事項は、中央市財務規則の規定によるものとする。

（７）成果物の著作権の全部（著作権法第２７条及び第２８条規定の権利を含む）は、中央市に帰属するものとする。

１８．担当窓口及び提出先

住所：〒４０９－３８９２ 山梨県中央市臼井阿原３０１番地１

中央市未来戦略部企画課 企画総務担当：渡辺・二階堂

電話番号：０５５－２７４－８５２３

E-mail：lg-kikaku@city.yamanashi-chuo.lg.jp